

3. 収集計画

1) 家庭系廃棄物

① 家庭系廃棄物の分別

排出者（市民）は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（平成20年船橋市条例第14号。以下「条例」という。）第4条に規定する責務を遵守し、条例第10条に規定する廃棄物の減量及び資源化に努めるものとする。

そして、市が行う家庭系廃棄物の定期収集を受けようとするときは、ごみ収集ステーションに当該家庭系廃棄物をそれぞれの収集日時に船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則（平成20年船橋市規則第73号。以下「規則」という。）別表第1に定めるとおりに排出するものとし、規則別表第1の右欄に掲げる方法のうち、有価物の項の別に定める方法は次のとおりとする。

また、申込みにより戸別に収集する粗大ごみは、規則第7条に規定する方法により排出するものとする。

なお、上記にかかわらず引越し、大掃除、庭木の剪定などに伴い一時的に多量に出る家庭系廃棄物は、排出者（市民）自らが運搬するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を依頼するものとする。

有価物の種類	収納の方法	回収できないもの
新聞紙	束ねてひもで縛る。	
雑誌	束ねてひもで縛る。	金具のついたもの（バインダー、アルバム、カタログ等）、見本（タイル、壁紙等）、複写式のもの（カーボン紙等）、表面等がビニールコーティングされたもの
雑がみ	束ねてひもで縛る。 紙袋に入れて、ひもで縛る。	
段ボール	束ねてひもで縛る。	ビニール類、雑紙、表面がコーティングされているもの（防水加工等してあるもの）、カビが生えて腐食しているもの、発泡スチロールの付いているもの、たたんで排出されていないもの
古着	透明な袋又は「古着」若しくは「毛布」と表示した袋に収納する。	濡れているもの、ぬいぐるみ等、綿類（ふとん、シーツ、まくら、クッション等）、革製品（カバン、靴、ベルト等）、じゅうたん、カーペット、カーテン等
紙パック	束ねてひもで縛る。	お酒のパック、たたんで排出されていないもの、内側がアルミ等でコーティングされているもの

② 家庭系廃棄物の収集運搬計画

市が行う家庭系廃棄物の収集運搬は次のとおりとする。

なお、規則第5条第1項第2号に規定するその他市長が必要があると認める者は、船橋市有価物回収協同組合の組合員で、有価物回収の回収業者として登録した者とする。

また、市の設置した一般廃棄物処理施設に直接搬入する場合は、条例第22条第2項及び規則第12条に規定する受入基準に従わなければならない。

(単位：t/年)

区分	一般廃棄物の種類	収集主体	収集回数	収集方法	搬入先	搬入量	
収集	可燃ごみ	直営収集(昼間収集)又は委託業者(夜間収集)	週2回	指定袋によるごみ収集ステーションでの収集 ^{*1*2}	北部清掃工場又は南部清掃工場	111,080	
	不燃ごみ	委託業者	月1回	申込制戸別収集(有料)	西浦資源リサイクル施設	3,440	
	粗大ごみ		週1回(最短)		西浦資源リサイクル施設又は北部清掃工場	3,690	
	資源ごみ		ビン		週1回	ごみ収集ステーションでの収集 ^{*2}	船橋ビン・カン・ペットリサイクルセンター
		カン・金属類			2,710		
		ペットボトル			2,090		
	使用済み小型家電 ^{*3}	協定法人(譲渡)	不定期	拠点回収(公共施設6か所)	障害者福祉事業所	20	
			委託業者	週1~2回又は月1回		拠点回収(公共施設14か所)	15
	有価物	新聞紙	船橋市有価物回収協同組合	週1回	ごみ収集ステーションでの収集 ^{*2}	問屋等	16,940
		雑誌					
雑がみ							
段ボール							
古着 ^{*4}							
紙パック							
へい死動物死体	委託業者	不定期	申込制戸別収集(有料)又は戸別収集 ^{*5}	市の一時保管施設からエルエス工業(株)那須塩原中間処理場	10.5		
直接搬入	可燃ごみ	排出者自ら又は許可業者	受付時間内随時	/	北部清掃工場又は南部清掃工場	1,120	
	不燃ごみ				西浦資源リサイクル施設	260	
	粗大ごみ				西浦資源リサイクル施設、北部清掃工場又は(株)ヤマチ ^{*6}	3,320	

区分	一般廃棄物の種類	収集主体	収集回数	収集方法	搬入先	搬入量
直接搬入	使用済み小型家電	排出者自ら又は認定事業者(宅配便による) ^{※7}	受付時間内随時		認定事業者 ^{※7}	38
	へい死動物死体	排出者自ら	受付時間内随時		市の一時保管施設からエルエス工業(株)那須塩原中間処理場	3.1

- ※1 可燃ごみは、昼間収集地区は午前8時30分までに、夜間収集地区は午後7時30分までに
ごみ収集ステーションに出すこととする。
- ※2 自力でごみをごみ収集ステーションまで出すことが困難であり、他の者から支援を受けられない高齢者及び障害者等に対しては、戸別に自宅を訪問しごみの収集を行う「ふれあい収集事業」を実施する。
- ※3 使用済み小型電子機器等の回収に係るガイドラインに定める特定対象品目で、回収ボックスに入るものとする。
- ※4 雨天時は回収しない。
- ※5 野良動物等、市へ問い合わせがあったもの
- ※6 市の排出禁止物(廃スプリングマットレス等)のみの搬入とする。
- ※7 国の認定事業者による収集及び資源化

2) 事業系一般廃棄物

事業者は、条例第5条に規定する責務を遵守し、条例第11条に規定する事業系廃棄物の減量及び資源化に努めるものとする。

そして、事業系一般廃棄物は、排出事業者の責任において次の施設に自ら運搬するか、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託するものとする。

なお、直接搬入する場合は、条例第22条第2項及び規則第12条に規定する受入基準に従わなければならない。

(単位：t/年)

区分	一般廃棄物の種類	収集主体	収集回数	収集方法	搬入先	搬入量	
直接搬入	可燃ごみ	事業者又は許可業者	受付時間内随時		北部清掃工場又は南部清掃工場	47,000	
	粗大ごみ				西浦資源リサイクル施設 ^{※1} 、北部清掃工場 ^{※1}	1,330	
	資源ごみ				ビン	船橋ビン・カン・ペットリサイクルセンター	205
					カン・金属類		23
					ペットボトル		12
その他	粗大ごみ(木くず)				(株)パカサス ^{※2}	1,630	
	食品残渣				J&T環境(株)、(株)農業技術マーケティング、NPO法人エコ野菜クラブ、バイオエナジー(株)、(株)アルフォ又は(株)Jバイオフードリサイクル	1,140	
	へい死動物死体				エルエス工業(株)	2.0	
	胞衣及び産褥汚物等				(有)市川胞衣社	3.6	

- ※1 可燃物のみの搬入とする。
- ※2 剪定枝、草木類の樹木のみの搬入とする。

3) 排出禁止物の処理方法

条例第20条第1項及び規則第10条に規定する排出禁止物は、次のとおり処理するものとする。

- ① 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（ユニット形エアコンディショナー、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機）は、同法第17条に規定する特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ製造業者等が指定した場所に自ら搬入する、又は同法第9条に規定する小売業者に引取りを求める若しくは許可業者に委託して、当該場所に搬入する。
- ② 廃パーソナルコンピュータは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、回収する当該パソコンのメーカーがある場合はメーカーに、回収するメーカーがない場合は一般社団法人パソコン3R推進協会又は認定事業者に回収を依頼する。
- ③ 廃二輪自動車、廃原動機付自転車は、国内二輪メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店又は指定引取窓口を持ち込む。
- ④ 廃消火器は、廃消火器リサイクルシステムに基づく消火器取扱店を持ち込む。
- ⑤ 廃FRP船は、廃FRP船リサイクルシステムに基づく登録販売店に相談の上処理する。
- ⑥ 以下に挙げる排出禁止物は、排出者が自ら処理するか、又は一般廃棄物処分業許可業者（株式会社ヤマウチ）に処理を依頼するか、専門業者に依頼するか、工事作業を依頼した業者や購入した店に引取りを依頼するか等により適正に処理を行う。
 - ・廃スプリングマットレス
 - ・ピアノ・オルガン等の鍵盤楽器（電子式のものを含む）
 - ・解体していない建物設備（大型プラスチック及び太陽熱温水器等）
 - ・強化プラスチック製スポーツ用品（トレーニングマシン等）
 - ・強化プラスチック製用品（バンパー、カウル、エアロパーツ等）
- ⑦ その他の排出禁止物は、排出者が自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、工事作業を依頼した業者や購入した店に引取りを依頼するか等により適正に処理を行う。